

宅配ボックス導入補助金 補助要件等

補助対象者

本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。

熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定に該当しない者

市税の滞納がないこと

補助対象事業

2025年4月1日から2026年2月末までの間に購入されたもの。

インターネット上で販売を行うウェブサイト（EC サイト）で購入されたものも対象だが、オークションサイトやフリマアプリ等を介した個人間売買やリサイクルショップで購入したもの、自作したもの等は対象外。

なお、対象の宅配ボックスは戸建住宅に設置されたものに限る。

耐久性があり、正当な受取人のみが荷物を受け取れる機能を有しており、かつ容易に移動できないよう設置されていること

- ・外郭が ASA 樹脂、金属製その他これらに準ずる耐久性を有すると認められるものであること。
- ・ワイヤーやボルト等で床や壁、柱に固定する、またはレンガを敷き詰めるなどして、容易に移動できない状態にすることが可能であること。

購入した省エネ家電は新品（未使用品）であること。

中古品などは対象外。リユースショップなどで購入した宅配ボックスは新古品であっても対象外。

購入した省エネ家電は補助対象者が所有し、かつ使用するもの。

※リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外。

※購入者と異なる者が使用する場合は対象外。

宅配ボックスの 3 辺（縦・横・高さ）の合計が 60cm 以上の物品を収納可能なもの

※宅配ボックスの大きさの規格ではなく、収納可能な物の規格であることに注意

補助対象経費が1万5千円以上であること。

補助内容

申込受付期間

2025年5月12日(月)～2026年3月6日(金)

補助額

1世帯につき5千円

※過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又は同一世帯の者は、市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込むことはできない。

補助枠

200件(予算100万円)

補助対象経費

対象製品の購入費(工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額)とする。ただし、補助対象として申込むことのできる宅配ボックスは1点までとする。